

各種申請に係る押印省略のための申請手続について

1. 押印不要となる書類

下記の申請・届出については、代表者名の記名欄に押印を不要とします。
なお、電子印に代えるものでも構いません。また、提出にあたっては、郵送の他にメールでのPDF送付が可能です。

- ・ 農業機械安全性検査依頼書
- ・ 安全性検査試験省略確認依頼書
- ・ 法人名等（住所）変更届出書
- ・ 型式名変更届出書
- ・ 製造（販売）中止（営業譲渡）届出書
- ・ 構造変更届出書
- ・ 製造所変更届出書
- ・ 辞退届
- ・ 農業機械一般性能試験依頼書
- ・ 一般性能試験 試験省略確認依頼書
- ・ OECDテスト依頼書
- ・ OECDテスト試験省略確認依頼書
- ・ OECDテスト構造変更届出書
- ・ 農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書
- ・ 技術指導依頼書
- ・ その他、上記に関連する届出書、添付資料、附属資料 2

2. 押印または電子押印が必要な書類

下記の契約書については、会計検査時の証拠とするために従来どおりの押印とします。

- ・ 安全性検査受託契約書
- ・ 一般性能試験受託契約書
- ・ OECDテスト受託契約書
- ・ 技術指導受託契約書

3. 申請手続

別添の「押印省略願い」を郵送願います。申請手続は、受理以降、無期限で全てに適用となります。なお、この申請書には、代表者の押印が必要となります。また、従来の押印に代えて電子印を使用される場合は、電子印に関する社内取扱を規定している社内規程等を申請書に添付願います。